

参議院議院運営委員会會議録第十六号

昭和五十九年五月十八日(金曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

五月十七日

補欠選任

水谷 力君

中山 太郎君

委員以外の議員

議長

木本平八郎君

副議長

木村 陸男君

五月十八日

補欠選任

中山 太郎君

水谷 力君

事務局長

指宿 清秀君

事務次長

加藤木理勝君

議事部長

辻 啓明君

委員部長

佐伯 英明君

記録部長

宮崎 義夫君

警務部長

安部 廉君

庶務部長

原 度君

管理部長

古瀬嘉時長君

渉外部長

伊藤 義文君

副館長

荒尾 正浩君

館長

長野 裕君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

遠藤 要君

井上 吉夫君

江島 淳君

名尾 良孝君

野田 哲君

福岡 知之君

鶴岡 洋君

橋本 敦君

柳澤 鍊造君

岡野 裕君

上條 勝久君

小島 静馬君

藤田 栄君

藤野 賢二君

松岡満寿男君

水谷 力君

吉川 博君

吉川 芳男君

吉村 真事君

浜本 万三君

委員以外の議員

議長

木本平八郎君

副議長

木村 陸男君

事務局長

指宿 清秀君

事務次長

加藤木理勝君

議事部長

辻 啓明君

委員部長

佐伯 英明君

記録部長

宮崎 義夫君

警務部長

安部 廉君

庶務部長

原 度君

管理部長

古瀬嘉時長君

渉外部長

伊藤 義文君

副館長

荒尾 正浩君

館長

長野 裕君

本日の会議に付した案件

○本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件

○国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会職員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件

○国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件

○議院に出席する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長(遠藤要君) 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○委員長(遠藤要君) 御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費、及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国立国会職員法の一部を改正する法律案及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長(遠藤要君) 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○委員長(遠藤要君) 御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費、及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国立国会職員法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長(遠藤要君) 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○委員長(遠藤要君) 御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費、及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国立国会職員法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長(遠藤要君) 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○委員長(遠藤要君) 御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費、及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国立国会職員法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長(遠藤要君) 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○委員長(遠藤要君) 御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費、及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国立国会職員法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長(遠藤要君) 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○委員長(遠藤要君) 御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費、及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国立国会職員法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長(遠藤要君) 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○委員長(遠藤要君) 御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費、及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国立国会職員法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長(遠藤要君) 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○委員長(遠藤要君) 御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費、及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国立国会職員法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(遠藤要君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○委員長(遠藤要君) 本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

○委員長(遠藤要君) 御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案、国会議員の歳費、旅費、及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、及び国立国会職員法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

○参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について承認を求めるの件

長及び退職した者の再任用ができることといたしております。

なお、本法施行日に在職する国会職員につきましては、現行の勅奨退職の実情を考慮し、経過規定を設けることといたしております。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案であります。これは、林野庁に国立国会図書館の支部図書館を設置しようとするものであります。

以上でございます。

○委員長(遠藤要君) 野田君から発言を求められております。これを許します。野田君。

○野田哲君 国会職員法の一部を改正する法律案について事務総長の見解を承っておきたいと思っております。

この法律は、去る昭和五十六年に制定された国家公務員に対する定年制の実施、これに連動した形で改正を行うとする趣旨でありますけれども、国家公務員法の改正によって国家公務員に定年制を導入するに当たりまして、衆参両院で審議をしましてまいりました過程で三つの点について附帯決議がつけられております。その趣旨によって、同様の趣旨を考えてこの国会の職員にも適用していかうとする場合には、まず第一は、第十五条の二に定める定年年齢について、民間の動向に顯著な変化を来した場合には、速やかにその引き上げを検討すべきではないかと思いますが、この点についていかが考えておられるのか。

それから第二には、本法に基づく両院議長の協議による定め及び各本部長の定め及び運用に当たっては、関係職員団体の意向を十分聴取すべきであると考えますが、その点いかがですか。それから第三点としては、第十五条の三の定年による退職の特例及び第十五条の四の定年退職者による退職の運用に当たっては、やはり関係職員団体の意見を反映させて、運用の公正を確保すべきであると考えますが、これらの点について事務総長の見解を承っておきたい。

○事務総長(指宿清秀君) ただいま野田理事の方から、国家公務員等の定年制導入に関する法律案審査の際の附帯決議の三点に関連し、国会職員に定年制を導入する際の問題点について御発言がございましたが、その御趣旨は十分承りました。

私といたしましては、本院職員の従来勅奨退職年齢の実態を踏まえまして、本制度の適正な運用を図ってまいりたいと、このように考えております。

○委員長(遠藤要君) これより直ちに採決を行います。まず、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、以上二案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと多数をもって決定いたしました。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕 多数と認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと多数をもって決定いたしました。

次に、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(遠藤要君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正に関する件、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件及び参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件、以上六件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(指宿清秀君) まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件であります。これは、議員の応召・帰郷旅費を廃止することに伴う所要の規定の整備でございます。

次に、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件であります。これは、秘書の退職手当の勤続期間の計算について、国会議員の退職または死亡により退職した秘書が、六十歳未満で再び秘書となり、引き続き秘書として在職した後、議員の退職もしくは死亡または秘書の傷病もしくは死亡により退職した場合、前後の秘書としての在職期間を合算して二十年以上の期間を有する者には、引き続き勤続期間とみなして長期勤続による退職手当の支給割合が適用されるようにしようとするものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件であります。これは本年四月から、証人等の出頭した日の日当につきまして、陳述に要した時間が四時間未満の場合は二百円引き上げて一万二千七百円に、四時間以上の場合には三百円引き上げて一万五千四百円に改定しようとするものであります。

次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正の件であります。これは、事務局職員の定員を一名減らし、千二百六十九人とするものであります。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件であります。これは、賄雑費の支給を廃止すること並びに職員が在職中死亡したときの弔慰金の支給額を、給料の一年分から九カ月分に減額すること等でありまして、

次に、参議院職員等苦情処理規程の一部改正の件であります。これは、このたびの国会職員法の一部改正に伴う引用条文の整理であります。

以上でございます。

○委員長(遠藤要君) ただいま説明がありました六件につきましては、いずれも事務総長説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠藤要君) 次に、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について御説明申し上げます。

これは、このたびの国会職員法の一部改正に伴う引用条文の整理であります。御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○事務総長(指宿清秀君) 御説明いたします。

本日の議事は、最初に、雇用保険法等の一部を改正する法律案の趣旨説明でございまして、まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めるところにつきましても、異議の有無をもちお諮りいたしたまいます。異議がないと決しますと、坂本労働大臣から趣旨説明があり、これに対し、糸久八重子君、中西珠子君の順で質疑を行います。

次に、日程に入りまして、日程第一は、運輸委員長の報告に係る承認案件でございまして、委員会におきましては、承認すべきものと多数をもって決せられております。

次に、日程第二ないし第四は、地方行政委員長の報告に係る法律案でございまして、委員会におきましては、いずれも可決すべきものと多数をもって決せられております。採決は、三案を一括して行います。

次に、日程第五は、大蔵委員長の報告に係る法律案でございまして、委員会におきましては、可決すべきものと多数をもって決せられております。

次に、日程第六は、文教委員長の報告に係る法律案でございまして、委員会におきましては、可決すべきものと全会一致をもって決せられております。

次に、日程第七は、通信委員長の報告に係る法律案でございまして、委員会におきましては、可決すべきものと多数をもって決せられております。

次に、日程第八は、法務委員長の報告に係る法律案でございまして、委員会におきましては、可決すべきものと全会一致をもって決せられております。

次に、先ほど本委員会において議いたしました国会議員互助年金法の一部を改正する法律案外三案の緊急上程でございまして、まず、四案を日程に追加して一括して議題とすることにつきまして異議の有無をもちお諮りをし、異議がないと決しますと、議院運営委員長から報告がございませ

す。委員会におきましては、国会議員互助年金法改正案、国会議員歳費法改正案及び国会職員法改正案は、いずれも可決すべきものと多数をもって決せられ、国会図書館支部図書館法改正案は、可決すべきものと全会一致をもって決せられております。採決は、四案を順次別個に行います。

次に、参議院事務局職員定員に関する件についてお諮りいたします。議長は、先ほど本委員会において決定がございました参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案につきまして、異議の有無をもちお諮りいたします。

○委員長(遠藤要君) たいだいま事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

○委員(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午前十時四十六分休憩
午後十時四十分再開

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕
国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案
国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程(昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「召集に依じた場合には応召旅費及び帰郷旅費を、又」を削り、「派遣旅費」を「旅費」に改め、同項ただし書を削る。

第五条第一項中「応召旅費及び帰郷旅費は住居地と議院間の料数により、派遣旅費は」を「第四条の旅費は」に改める。

第六条を次のように改める。
第六条 削除
第八条を次のように改める。

第八条 削除
第九条を削り、第九条の二を第九条とする。
第十二条中「第四条」を「第十条」に改める。

附則
この規程は、昭和五十九年五月 日から施行する。

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程案
国会議員の秘書の退職手当支給規程(昭和三十三年三月三十一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。

第三条中「傷病をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第八条の次に次の一条を加える。
第八条の二 秘書としての在職期間を有する者で六十歳に達する前に再び秘書となつたものが、引き続き秘書として在職した後国会議員の退職若しくは死亡又は当該秘書の傷病若しくは死亡により退職した場合において、当該退職に係る在職期間と先の秘書としての在職期間(国会議員の退職及び死亡以外の事由により秘書を退職した場合(秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、第七条の規定によりその退職の日以前の秘書としての引き続く在職期間が秘書参事等を退職した後の秘書としての在職期間に引き続いたもの)とみなされる場合)におけるその秘書参事等となる前の秘書を退職したとき及び引き続く秘書参事等として在職した後議長若しくは副議長又は内閣総理大臣若しくは国務大臣の退職又は死亡により退職し、引き続き秘書とならなかつた場合(秘書参事にあつては、議長又は副議長である国会議員が任期満了又は衆議院の解散により退職した場合における当該任期満了又は衆議院の解散の日から起算して四十日以内に秘書となつたときを除く)における当該秘書を退職したときを除く)における当該退職以前の

退職に係る在職期間を除く。以下この条において同じ)とを合算した期間(秘書が在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合における当該刑に処せられた日を含む)を引き続く在職期間及び秘書が在職中刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職した場合であつて、禁錮以上の刑に処せられたときの当該退職の日以前の引き続く在職期間(以下この条において「退職手当支給制限期間」という)を除く)が二十年以上あるときは、その者の当該退職に係る在職期間の計算については、先の秘書としての在職期間(退職手当支給制限期間を除く)は、これを合算し、当該退職に係る在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、秘書が退職した日と再び秘書となつた日が同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘

退職に係る在職期間を除く。以下この条において同じ)とを合算した期間(秘書が在職中に禁錮以上の刑に処せられた場合における当該刑に処せられた日を含む)を引き続く在職期間及び秘書が在職中刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職した場合であつて、禁錮以上の刑に処せられたときの当該退職の日以前の引き続く在職期間(以下この条において「退職手当支給制限期間」という)を除く)が二十年以上あるときは、その者の当該退職に係る在職期間の計算については、先の秘書としての在職期間(退職手当支給制限期間を除く)は、これを合算し、当該退職に係る在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、秘書が退職した日と再び秘書となつた日が同じ月に属するときは、その同じ月の月数をその秘

書としての在職期間から除算するものとする。

3 第一項又は前項の規定の適用を受ける秘書に
対する第一條、第四條、第五條及び第七條第三
項の規定による退職手当の額は、これらの規定
にかかわらず、退職手当の計算の基礎となる給
料月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げ
る割合を控除した割合を乗じて得た額とする。
一 その者が第一條、第四條、第五條又は第七
條第三項の規定による退職手当の支給を受け
るものとした場合における当該退職手当の額
の当該退職手当の計算の基礎となる給料月額
に対する割合

二 その者が先の秘書としての在職期間に係る
退職をした際に支給を受けた退職手当の額の
その計算の基礎となつた給料月額に対する割
合(当該退職手当の支給を二回以上受けた者
(前條の規定の適用を受けた者を含む。))につ
いては、それぞれの退職手当の額(前條の規
定の適用を受けた者にあつては、第六條又は
第七條の規定を適用しないものとして計算し
た退職手当の額)のその計算の基礎となつた
給料月額に対する当該割合を合計した割合)

4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける秘書
が退職した場合におけるその者に対する退職手
当の額が、その者にこれらの規定を適用しない
ものとして計算した退職手当の額より少ないと
きは、当該額をその者に対する退職手当の額と
する。

5 傷病により退職したことにより第一項又は第
二項の規定の適用を受けた秘書又は秘書参事等
がその後再び秘書となり、秘書又は秘書参事等
として在職した後傷病により退職した場合に
は、これらの規定は適用しない。
第九條中「又は前條」を、「第八條又は前條第三
項若しくは第四項」に改める。

第十二條中「第七條第一項及び第二項前段の下
に」第八條の二第一項及び第二項を加える。
附則第三項中「六箇月」を「六月」に改め、「在職
期間を除く。」の下に「以下」施行日前の秘書等とし

ての在職期間」という。」を加える。
附則に次の二項を加える。

7 秘書が退職した場合におけるその者の当該退
職に係る在職期間の計算については、附則第三
項の規定の適用があるときは、第八條の二第一
項及び第二項の規定は、適用しない。
8 第八條の二第一項又は第二項の規定の適用が
ある場合における秘書としての在職期間には、
附則第二項の規定により施行日以後の秘書とし
ての在職期間とみなされるものほか、施行日
前の秘書等としての在職期間を含むものとす
る。

附則
1 この規程は、昭和五十九年五月 日から施
行する。
2 改正後の国会議員の秘書の退職手当支給規程
(以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和
五十九年四月一日(以下「適用日」という。)以後
の退職による退職手当について適用し、適用日
前の退職による退職手当については、なお従前
の例による。

3 昭和四十七年十二月一日に秘書又は秘書参事
等として在職していた者(同日前に秘書を退職
し、同日後に再び秘書となつた者で国会議員の
秘書の退職手当支給規程第六條又は第七條の規
定によりその退職の日以前の秘書としての引き
続く在職期間がその再び秘書となつた日以後の
秘書としての在職期間に引き続いたものとみな
されることとなるものを含む。)について改正後
の規程第八條の二第三項の規定を適用する場合
における同項第一号に規定する退職手当の額の
計算については、国会議員の秘書の退職手当支
給規程附則第五項の規定の例による。

4 適用日からこの規程の施行の日までの間に退
職した者であつて附則第二項の規定により改正
後の規程第八條の二の規定の適用を受けること
となるものに対し改正前の国会議員の秘書の退
職手当支給規程の規定により支給された退職手
当は、改正後の規程の規定による退職手当の内
払とみなす。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給
規程の一部を改正する規程案
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程
(昭和二十二年九月一日兩院議長協議決定)の一
部を次のように改正する。
別表第二中「二、五〇〇円」を「二、七〇〇
円」に、「二五、一〇〇円」を「二五、四〇〇円」に
改める。

附則
この規程は、昭和五十九年五月 日から施行
し、改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日
当支給規程の規定は、同年四月一日から適用す
る。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正す
る規程案
参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月
三十一日議決)の一部を次のように改正する。
第一條中「千二百七十人」を「千二百六十九人」
に改める。

附則
この規程は、昭和五十九年 月 日から施
行し、同年四月一日から適用する。

第十二條中「及び衛視宿料」を削る。
第十三條を次のように改める。

第十三條 削除
第十八條第一項中「一年分」を「九月分」に、
「但し」を「ただし」に改める。

附則
この規程は、昭和五十九年 月 日から施行
する。

参議院職員等苦情処理規程の一部を改正す
る規程案
参議院職員等苦情処理規程(昭和二十七年七月
三十日決定)の一部を次のように改正する。
第一條中「第十五條の二の規定に基く」を「第
十五條の五の規定に基く」に改める。

附則
この規程は、昭和六十年三月三十一日から施行
する。

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を
改正する規程案
国立国会図書館職員苦情処理規程(昭和二十七
年国立国会図書館規程第四号)の一部を次のよう
に改正する。
第一條中「第十五條の二の規定に基く」を「第
十五條の五の規定に基く」に改める。

附則
この規程は、昭和六十年三月三十一日から施行
する。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改
正する規程案
国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年
十月十六日兩院議長決定)の一部を次のように改
正する。
第六條中「給料の外左に」を「給料のほか次に」
に改め、第十三號を削り、第十四號を第十三號と
し、第十五號を第十四號とする。

第十一條を次のように改める。
第十一條 削除

趣旨説明 坂本 労働大臣
質疑 系久 八重子君(社)一五分
中 西 珠 子君(公)一〇分

五月十八日(金)の議事予定
雇用保険法等の一部を改正する法律案(趣旨
説明)

日程第一 地方自治法第五十六條第六項の規定
に基づき、地方運輸局及び海運監理部

地方自治法第五十六條第六項の規定
に基づき、地方運輸局及び海運監理部

の設置に關し承認を求めるとの件(衆議院送付)

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 地方公共団体関係手数料に係る規定の合理化に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国会職員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

参議院事務局職員の定員に關する件

五月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

第十五部 議院運営委員会會議録第十六号 昭和五十九年五月十八日【参議院】

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、国会職員法の一部を改正する法律案(衆)

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に關する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項ただし書並びに第十五条第一項及び第二項中「五十五歳を六十歳」に改める。

第十五条の二第二項中「二百四十万円」を「二百四十八万円」に、「六百六十万円」を「七百万円」に、「九百万円」を「九百四十八万円」に、「普通退職年金の年額の二割」を「普通退職年金の年額の三割五分」に改める。

第二十三条第一項中「百分の九・三」を「百分の九・五」に改める。

附則第十九項及び第二十項を次のように改める。

(昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の特例)

19 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十九年六月分以降、その年額を、七百四十四万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職權改定)

20 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条の改正規定並びに附則第十九項及び第二十項の改正規定並びに附則第四項の規定は昭和五十九年六月一日から、第十五条の二第一項の改正規定及び附則第三項の規定は同年七月一日から施行する。

(互助年金の停止に關する経過措置)

2 この法律の施行前に国会議員であつた者(この法律の施行の際現に国会議員である者を含む)に係る普通退職年金の年齢による支給の停止に關しては、改正後の国会議員互助年金法(以下「新法」という)第五条及び第十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第十五条の二の規定は、昭和五十九年六月三十日以前に受けるべき事由が生じた普通退職年金についても、適用する。

4 新法附則第十九項の規定の適用を受ける者に係る昭和五十九年六月分の普通退職年金に關する国会議員互助年金法第十五条の二の規定の適用については、同項の規定による改定を行わなかつた場合に受けることとなる普通退職年金の年額に相当する額をもつて普通退職年金の年額とする。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「議員で召集に応じた場合、又は」を「議員は、」に、「往復旅費」を「旅費」に改める。

附則

附則第六項を削る。

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律(以下「改正後の歳費法」という)の規定(第八条の規定を除く)及び改正後の特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「改正後の特別職給与法」という)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(特別職の職員に關する法律の一部改正)

2 特別職の職員に關する法律の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

(歳費等の内払)

3 改正後の歳費法又は改正後の特別職給与法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の規定に基づいて支払われた歳費又は改正前の特別職の職員に關する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の歳費法又は特別職給与法の規定による支給された給与とみなす。

(総理府設置法の一部を改正する等の法律の一部改正)

4 総理府設置法の一部を改正する等の法律(昭和五十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中特別職の職員に關する法律附則第四項の改正規定を削る。

国会職員法の一部を改正する法律案

国会職員法の一部を改正する法律案

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二を第十五条の五とし、第十五条の次に次の三条を加える。

第十五条の二 国会職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は各本部長があらかじめ指定する日の

和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中国立国会図書館支部農林水産省図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部林野庁図書館 林野庁

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、国会議員互助年金法の一部を改正する法律案(衆)

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、国会職員法の一部を改正する法律案(衆)

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

昭和五十九年五月二十三日印刷

昭和五十九年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C